４高商政第466号

令和５年２月27日

各関係団体代表者　様

高知県商工労働部長

マスク着用の考え方の見直し等について

　平素から、本県の商工労働行政につきまして、格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについては、令和５年２月10日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」（別添参照）が決定され、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする取扱いが、令和５年３月13日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

なお、令和５年３月13日以降、県が主催するイベントや県立施設などにおけるマスクの着用等については、下記のとおり対応することとしておりますので、ご理解くださいますようお願いしますとともに、会員企業等への周知についてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１　令和５年３月13日以降の取扱い

・　新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。

・　基本的な感染対策については、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行すること。

２　留意事項

・　マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重すること。

・　感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は職員にマスク着用を求めることは許容される。

（参考）

○　着用が効果的な場面

・　高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨。

（１）医療機関受診時

（２）高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

（３）通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱）

※　概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

・　新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的。

○　症状がある場合等の対応

・　症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

＜本通知の問い合わせ先＞

高知県商工労働部工業振興課

宮脇・大原

TEL：088-823-9691